

[事案 27-13] 契約更新無効請求

・平成 27 年 7 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

定期保険更新時に養老保険への切替えを求めたが、契約が更新されていたとして、更新契約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 8 月に加入した定期保険の更新時期である平成 16 年に、自分の配偶者が保険会社担当者に、養老保険への切替えを求めたのに、定期保険の契約更新がなされていた。よって、更新契約を無効とし、更新後の既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)パンフレットから満期保険金がないことは容易に判断可能である
- (2)当初法人契約であった際に損金として経理処理されていたと考えられることから法人代表者であった申立人は満期保険金がなく、解約返戻金がほとんどない保険であることは承知していたと考えられる。
- (3)申立人の配偶者(解約当時法人代表者)は、申立契約と同種の保険を解約し、また満期のある養老保険を解約しており、申立契約は解約返戻金のほとんどない掛け捨て保険であることは認識できていると思われる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、書面の記載からは明らかではなかった申立人の主張の内容および根拠を明確にし、更新時の説明状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人夫婦は、具体的な当時の状況は覚えておらず、切り替えたとする保険の内容も認識していないことから、養老保険への切替えを要請したと認めることは困難であり、また手続を任せられていた申立人配偶者が誤認していたとしても契約の無効までは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。